

江津市家族介護用品給付事業

在宅高齢者を介護している家族の方に介護用品を助成します。

江津市内に居住する、要介護4または5と判定された高齢者を介護している家族に対し、介護用品を給付することにより、在宅介護における家族の負担軽減を図ることを目的とした事業です。

給付の対象者

要介護認定で要介護4または5と判定された市民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族(注)

※自宅で介護をしている家族が対象です。(施設等は対象外)

(注)介護している家族が市民税非課税世帯であることが条件です。

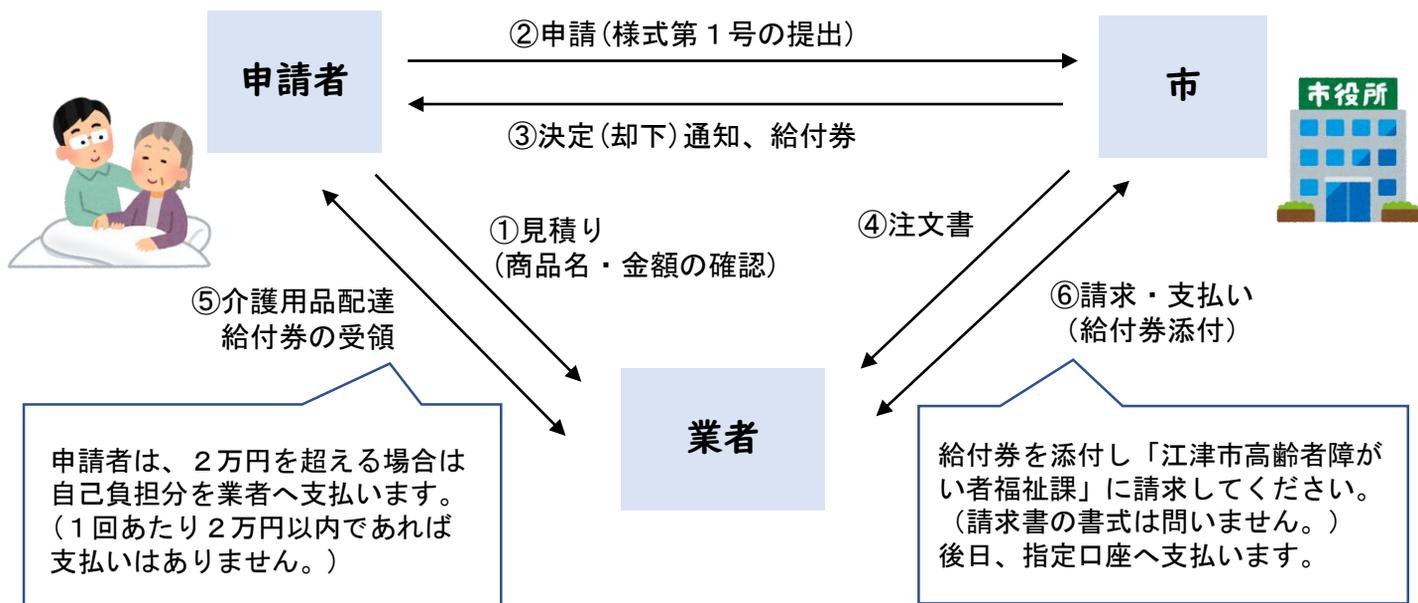
給付対象の介護用品 および 助成の範囲

年間4万円を限度額とし、紙おむつおよび尿取りパッドを給付します。

※ただし、1回の申請につき2万円を限度額とし、2回目以降の申請は、1回目の申請から半年経過して以降にすることができます。

(例) 令和4年4月に申請 ⇒ 次回申請は令和4年10月以降
(上限2万円) (上限2万円)

申請方法 および 給付までの流れ



お問い合わせ・申請窓口

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

江津市 高齢者障がい者福祉課 高齢者福祉係

☎0855-52-7480

ホームページ

江津市 家族介護用品

検索

<https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/48/24656.html>

申請書は申請窓口またはホームページから

